

令和6年三重県議会定例会
食料自給総合対策調査特別委員会

委員長報告案

令和6年3月

食料自給総合対策調査特別委員会における調査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

【 I 委員会の取組経過】

(委員会の設置)

世界では紛争、経済ショック、人口の増加、異常気象の頻発等による災害、食料価格の高騰などにより、7億3,500万人もの人が食料不足に苦しんでいるとされています。

このような世界情勢を背景に、輸入の不安定化、燃油や飼料・肥料等の生産資材価格の高騰、水産資源の減少や分布の変化等の影響により、我が国の食料供給に対する不安も表面化するとともに、不測の事態に備えた食料安全保障の確立が求められており、このような状況に危機感を募らせ、食をとりまく様々な観点からの総合的な対策を調査し、着実に推進させることを急務と捉え、昨年5月に特別委員会の設置に至りました。

(調査概要)

本委員会では、「食料の安定供給と食料自給力の向上」・「地産地消の取組」・「地場産品の充実」・「『食』に関する教育の推進」・「農林水産業の後継者・担い手の確保」の5つを重点調査項目に位置づけ、これまで12回にわたり委員会を開催し、県当局からの聴き取り調査、県内外の関係機関・団体等の調査、7人の有識者等を参考人として招致し意見交換を行うなど、食料自給力の向上に向けた課題等を中心に調査・議論を重ねてきました。

以下、これまでの本委員会における調査結果をふまえ、県当局に対し、委員会としての意見を申し述べます。

【Ⅱ 委員会の意見】

(食料の安定供給と食料自給力の向上)

最初に、食料の安定供給と食料自給力の向上についてであります。

農業については、国内需要の減少、燃油や飼料・肥料等の生産資材価格の高騰等により、農業経営が厳しくなるととも

に、農業従事者の減少や高齢化の進行により、将来的には県産農畜産物の供給量の減少が懸念されます。したがって、県当局におかれましては、農地の集積・集約化を進めるため、農地の大区画化を図ることや、農作業の効率化に向けた農業生産基盤の整備を推進していくこと、海外からの輸入に依存している飼料・肥料について地域での生産を拡大できるよう、積極的な支援を行うこと等を要望します。

水産業については、燃油や配合飼料価格の高騰、さらには気候変動や黒潮大蛇行に伴う海水温の上昇等の海洋環境の変化により、水産生物の生息場となる藻場が衰退し、磯焼け現象が発生するなど、水産資源の減少が懸念されています。したがって、県当局におかれましては、水産業の持続的な発展に必要となる「豊かな海」の再生に向けて、関係機関とも連携し、栄養塩類が水産資源に与える影響の解明に向けた調査・研究を進め、改善に向けた取組を実施することや、藻場の再生に向けた効果的な取組・調査・研究を進めること、高水温に強い養殖品種や養殖技術の開発を進めていくことを要望します。

(地産地消の取組・地場製品の充実・食育の推進)

次に、地産地消の取組・地場製品の充実・食育の推進についてであります。

地元の農林水産物には、食料としての価値のほか、人の心を豊かにする様々な価値があり、地産地消の推進は、農林水産物の消費拡大のみならず、地域活性化の促進、食文化の継承等にも寄与するなど様々な効果が見込まれます。例えば、本県ならではの食文化が楽しめるよう、ガストロノミーツーリズムの推進を図るなど、それぞれの地域でしっかりと農林水産物の生産拡大を図り、生産から消費に至る地域での循環を促進することで、食料自給率の向上にもつながっていくことが期待されます。したがって、県当局におかれましては、地産地消の推進に向けては、直売所や小売店での販売に加え、学校給食や飲食店、ホテル・旅館、企業食堂など、様々な場面で取組が進むよう働きかけを行うとともに、J Aや卸売市場、学校給食関係者などの主体と連携して取り組むこと等を要望します。

また本県では、第4次三重県食育推進計画が本県の地産地

消計画を兼ねており、食育の取組と連携して地産地消の推進を図る必要があります。

とりわけ子どもに対する食育は、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育む上で重要であります。したがって、県当局におかれましては、子どもに対する食育は、有意義な経験となるよう田植えや稲刈りなど、体験的な学習の場の提供を検討していただきますよう要望します。

あわせて、学校給食における地場産物の活用は、地域を大切にする心を育み、食文化の維持・継承及び地産地消の推進となることが期待されます。したがって、県当局におかれましては、学校給食における地場産物の使用に向けて、関係機関と連携のうえ、年間の使用計画のもと、食料の集荷から保管、供給まで、きめ細かく支援を行うことを要望します。

(農林水産業の後継者・担い手の確保)

最後に、農林水産業の後継者・担い手の確保についてであります。

農林水産業および農山漁村は、安全で安心な食料を安定的に供給する役割を担うとともに、県土保全、水源のかん養、

自然環境の保全のほか、地域社会の維持など県民生活と地域を支える重要な役割を担ってきました。

一方で、自然環境に左右され、時期によって収入が不安定となること、新規の就業者にとっては設備投資等の負担が大きいこと、経験や技術に加えて体力も必要となること等、厳しい農林水産業の実情から、後継者・担い手の確保は喫緊の課題であります。

したがって、県当局におかれましては、農業については、大規模な担い手農業者はもとより小規模・家族農業の経営安定に加え、半農半X等の新たな人材の確保に向けた、就農促進に関する施策を強力に推進することや、担い手の育成と定着を図るため、営農指導や普及指導といった取組を強化するためにも、各地域の普及体制の拡充も視野に入れながら、意欲ある農業者に対する支援を充実させること、水産業についても、多様な担い手の確保・育成と雇用の受け皿となる漁業経営体の経営力の強化を図ること等を要望します。

【Ⅲ 結語】

三重県は少子・高齢化等により県内の生産年齢人口が減少しています。農業従事者は18,819人（令和2年）、うち65歳以上の割合が81%、漁業従事者では6,108人（平成30年）、うち65歳以上の割合が48%となるなど、従事者の減少・高齢化が進行しています。

「農は国の大本なり」という言葉どおり、農林水産業の振興・発展なくしては、国の発展も本県の発展もありません。農林水産業は命の源である食をつくり、安全で豊かな食が人の豊かさをつくっています。食は人間の礎であり、食べることは、生きることに他なりません。

個人で農林水産業を守っていくことには限界があり、行政がしっかりと農業従事者・漁業従事者を支え、食料の安定供給に努めていくことは、暮らしの保障にとどまらず、地域産業やコミュニティを守ることにもつながっていきます。

現在、国において農政の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」の見直しが行われていますが、本委員会としても、この後ご審議いただく本委員会提出に係る意見書が可決さ

れば、国に食料の安定供給及び食料自給力向上の対応強化を求める要望を行っていく所存でございます。

県当局におかれましても、改正後の同法及び同法に基づく基本計画に対応するとともに、別途知事へ申し入れをさせていただき提言を踏まえ、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を見直し、関係者が一体となって本県農林水産業の更なる振興に向けて、しっかりと取り組んでいただきますよう要望し、本委員会の報告といたします。